



坂戸いきものがかり

坂戸いきものがかりとは？

令和元年7月に坂戸市在住の彩の国動物愛護推進員の有志5名で発足したボランティアのネットワークです。個人のみではできないことの幅が限定されてしまいますが、ネットワークを組みお互いの知見を結び合わせて幅の広い活動をしようという意図で発足いたしました。

坂戸いきものがかりのめざすもの

坂戸市及び埼玉県全体の「人と動物のより良い共生社会の実現」をめざし自他ともに認める「ペットタウン・さかど」を作り上げたいと考えています。具体的には、市役所および坂戸保健所などとの連携協働、シンポジウムや講習会・勉強会などの開催、啓発イベントの開催、啓発リーフレットの配布、各種相談への助言対応などをして参ります。(※動物の保護はしていません)

坂戸いきものがかりの主な活動

(予定を含む)

動物愛護週間イベント、環境展、ペットを含んだ防災訓練(予定)、ペット防災セミナーの開催(予定)、防災しつけ教室(予定)、譲渡会の開催(予定)、犬猫の適正飼養啓発活動、のら猫TNRや地域猫活動の啓発普及、県主催イベントのお手伝い、県主催各種研修会への参加、各種啓発イベントの開催



坂戸市役所にて
動物愛護週間イベント

彩の国動物愛護推進員とは

動物愛護法で規定されているボランティアで埼玉県知事より委嘱されています。権限、報酬等は一切ありません。以下動物愛護法の抜粋です。



(動物愛護推進員)

第38条 都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

一 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。

二 住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。

三 犬、猫等の動物の所有者に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。

四 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をすること。

五 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること。